

## 健康診査業務委託契約書(参考例3-(2))

〇〇県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)の構成員である市町村(以下「〇〇県内市町村」という。)から契約に関する委任を受けた甲と△△県後期高齢者医療広域連合(以下「乙」という。)とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

## (目的)

第1条 この契約は、東日本大震災に際し「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」で定められた市町村に住所を有し、一時的に△△県に居住している後期高齢者医療制度の被保険者(以下「被災被保険者」という。)の健康診査の受診機会を確保することを目的とする。

## (業務の内容)

第2条 甲は、被災被保険者に対する健康診査業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 健康診査の内容は、甲乙協議の上、別表の区分の欄に掲げるとおりとする。

3 乙は、健康診査実施後、健康診査の結果を受診者に通知するとともに、甲に報告するものとする。

## (契約期間)

第3条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

## (再委託)

第4条 乙は、委託業務の一部について、乙が指定する医療機関に再委託できるものとする。

## (対象者に係る情報の提供)

第5条 甲は、被災被保険者から△△県での健康診査の受診希望の申し出があれば、委託業務の対象者であることの確認を行い、当該被災被保険者の同意を得たうえで、乙に対し、乙が委託業務を実施するにあたり必要な情報を提供するものとする。

2 甲は、前項の業務を〇〇県内市町村に委託することができる。

## (受診券の発行)

第6条 乙は、甲又は〇〇県内市町村から前条の情報提供があれば、被災被保険者に対し、受診券を発行するものとする。

## (自己負担金の免除)

第7条 甲又は〇〇県内市町村が、被災被保険者から次のいずれかの申し立てを受け、その事実を確認した場合には、健康診査に係る自己負担金については甲が負担するものとする。

(1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
  - (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨
  - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
  - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
  - (6) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
  - (7) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
  - (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるところとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨
- 2 前項の場合において、乙は、被災被保険者から自己負担金を徴収しないことについて、受診券に記載するなどの方法により、健診実施機関に周知するものとする。
- ※ 乙が自己負担金を徴収していない場合は不要

#### （委託料）

- 第 8 条 甲は、委託業務に係る委託料を乙に支払うものとし、その金額については、甲乙協議の上、別表の 1 人当たり単価の欄に掲げるとおりとする。
- 2 甲は、前項の支払業務を〇〇県内市町村に委託することができる。

#### （委託料の請求）

- 第 9 条 乙から甲又は〇〇県内市町村に対する委託料の請求は、〇〇〇〇（健診結果、市町村別実施一覧表等）を添付して行うものとする。
- 2 前項の請求は、〇〇〇〇（毎月末日、年度末等）締め切りで行うものとする。

#### （委託料の支払い）

- 第 10 条 甲又は〇〇県内市町村は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 甲又は〇〇県内市町村の点検の結果、その内容について問題がある場合は、乙に返戻を行うものとする。
- 3 乙は、前項の返戻を受けた場合において、必要な措置を講じたうえで再度第 1 項の方法により請求を行うことができる。

#### （問題がある場合の取扱い）

- 第 11 条 健診実施機関において、受診券及び被保険者証による確認をせずに甲の被保険者でない者に健康診査を実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から委託料は支払われないものとする。
- 2 被災被保険者が受診券の発行を受けた後、甲の被保険者資格を喪失したにもかかわらず受診した場合は、甲の責任・負担とし、甲は委託料を乙に支払うものとする。ただし、乙の被

保険者資格を取得した場合は、甲又は〇〇県内市町村から委託料は支払われないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙が委託業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(協 議)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

〇〇県後期高齢者医療広域連合  
〇〇県〇〇市〇〇〇  
広域連合長 〇 〇 〇 〇

受託者 (乙)

△△県後期高齢者医療広域連合  
△△県△△市△△△  
広域連合長 △ △ △ △

別表（第8条関係）

## 委 託 料 単 価 表

区 分		1人当たり単価	
		個別健診	集団健診
基本的な健診の項目 ・ 質問項目 ・ 身体計測 ・ 理学的所見 ・ 血圧測定 ・ 脂質検査 ・ 肝機能検査 ・ 血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・ 尿検査（尿糖、尿蛋白）		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)

※ ( )内は自己負担金を免除した場合の委託料単価

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

(1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、甲又は本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は健康診査を委託する医療機関以外の第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 7 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### 8 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 9 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。